
令和5年度 南島原市建設工事について

【説明内容】

1. 格付基準及び発注基準について
2. 電子入札について
3. 入札の留意事項について
4. 工事検査について
5. その他

1. 格付基準及び発注基準について

格付基準は、今年度見直しを行っておりません。

また、今年度の発注基準につきましては、発注予定件数等を精査した結果、各等級間に不均衡が生じるため、昨年度まで、土木Aランクは3,500万円以上としておりましたが、今年度から 4,000万円以上とし、土木Bランクは1,000万円以上3,500万円未満を 1,500万円以上4,000万円未満、土木Cランクは1,000万円未満としておりましたが、1,500万円未満としました。

なお、参加資格につきましては、昨年度と同様に、土木一式工事及び建築一式工事については、市内本社を基本とします。ただし、市内本社だけでは競争性が保たれないと判断される場合は、市内委任先営業所等も対象とします。また、それ以外の工種につきましては、市外業者も参加することがありますが、その場合は公告により参加資格を明記します。

令和4年度の入札状況（カッコ内は一般競争入札）

- ・土木一式工事 276件（Aランク46件、Bランク38件、
A+Bランク28件）

※災害復旧工事131件、水道施設工事7件を含む

- ・建築一式工事 10件（Aランク6件、Bランク4件）
- ・とび、土工工事 5件（5件）※法面処理工事 7件（7件）
- ・電気工事 7件（4件）
- ・管工事 6件（1件）
- ・舗装工事 17件（13件）
- ・解体工事 3件（2件）
- ・その他 13件（4件）※塗装、浚渫、防水工事など

《格付基準》

令和元年度に改正を行った「南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱」の「等級別格付基準」に基づき、決定しています。

工事の種類	格付区分		年間平均完成工事高	技術者
	等級	総合数値(※)		
土木一式工事	A	800点以上	150,000千円以上	2名以上(1級)
	B	650~799点	50,000千円以上	—
	C	649点以下	—	—

建築一式工事	A	750点以上	50,000千円以上	2名以上(1級)
	B	550~749点	25,000千円以上	—
	C	549点以下	—	—

※総合数値については、「客観的審査事項」と「主観的審査事項」の審査点数の合計点数。基準日は3月31日とする。

【客観的審査事項】

建設業法第27条の23第3項に基づく経営事項審査結果の「総合評定値(P)」の通知日が、前々年7月1日から前年6月30日までのものとする。

(令和5年度は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までのもの。)

※上記、基準日の経営事項審査とその後新しく通知を受けられた経営事項審査で工種に変更があった場合において、工種の「追加」はできませんが、工種の「取下げ」の変更届を提出していただく必要がありますので、その内容確認を行うために新しい総合評定値「経審」の通知を受けたときは、必ず写しを提出してください。

「経審」の有効期限は、審査基準日から1年7カ月となっていますので、提出がない場合、有効期限切れとなり、入札に参加できません。

【経営規模等評価結果通知書：総合評定値通知書（サンプル抜粋）】

〇〇建設(株)
〇〇 〇〇 殿

長崎県知事 許可 42-XXXXXX号
審査基準日 令和3年7月1日～令和4年6月30日

評価区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数				評価	自己資本額及び利益額		数値	点数
			3年平均 (X1)	3年平均 (X2)	1級	2級	3級	その他		日 己 資 本 額	利 益 額		
建築一式	建築一式	773	27,812	3,987	27,208	31	0	0	0	115,445	-17,485	725	0.475
左	大工	662	0	397	0	0	0	1	0	475		有	
特	とび・土工・コンクリート	662	0	397	0	0	0	1	0	475		有	
特	法面・削岩	647	0	397	0	0	0	0	0	456		有	
特	掘削	662	0	397	0	0	0	1	0	475		有	
特	パイプ・れんが・ブロック	662	0	397	0	1	13	0	0	518		有	
特	組立・組上	662	0	397	0	1	13	0	0	518		有	
特	組立	662	0	397	0	1	13	0	0	518		有	
特	組立	647	0	397	0	1	13	0	0	456		有	

【主観的審査事項】

主観的審査事項の審査は、次により行うものとしています。ただし、(3) 防災協定締結及び(4) 消防団員数については、南島原市内に主たる営業所又は委任を受けた営業所を設けて営業している建設業者のみに適用しています。

(1) 工事成績 (最高60点)

基準日の前々年1月1日から前年12月31日までの2年間に完成した市発注工事において、市が評定した工事成績を基に、各建設業者の工種別平

均点を算出し、次の表の成績区分のとおり付与点として加える。

成績区分	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上	実績なし
付与点	-60点	-30点	0点	20点	40点	60点	0点

※ 令和5年度へ付与する工事の対象期間は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに検査が完了した工事とする。

(2) 信用度

基準日の前年1月1日から前年12月31日までに、不誠実な行為等により指名停止を受けた場合は、100点を限度として審査点数から減じる。

(3) 防災協定締結 (10点)

基準日の属する年の3月1日までに、本市と災害等の発生時における支援活動について定めた協定を締結している団体に加盟し、支援活動に一定の役割を担う業者について10点を付与点として加える。

(4) 消防団員数 (最高20点)

基準日の属する年の3月1日までに、代表者又は常勤従業員が南島原市消防団に所属している業者に次の表の人数区分のとおり付与点として加える。

人数区分	付与点
1人	10点
2人	15点
3人以上	20点

《発注基準》 改正あり

本年度の「土木一式工事」の各等級における発注予定件数及び発注金額において、各等級間に不均衡が生じるため改正します。

【改正前】 ■令和5年3月まで

工事の種類	等級	請負工事標準額
土木一式工事	A	3,500万円以上
	B	1,000万円以上 3,500万円未満
	C	1,000万円未満

建築 一式工事	A	2,500 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	C	1,000 万円未満

【改正後】 ■令和5年4月から

工事の 種類	等級	請負工事標準額
土木 一式工事	A	4,000 万円以上
	B	1,500 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,500 万円未満
建築 一式工事	※改正なし	

2. 電子入札について

(1) 電子入札システムの状況

公正な入札、競争性の確保及び受注機会の拡大などを目的とし、平成 29 年度から本格的に運用を開始いたしました。業者各位のご協力により、おおむね順調に実施されております。本年度も昨年度同様、一般競争入札において実施いたします。

(2) 電子入札制度について

電子入札を行うための要綱については、「南島原市電子入札実施要綱」をもとに行っています。また、電子入札導入に伴う要綱・要領等につきましてもホームページでご案内いたしておりますので、ご確認ください。

(3) 電子入札のシステムについて

全国で一般的に利用されている、「電子入札コアシステム」により実施しています。また、本市におけるコアシステムへ連携するための基幹システムは富士通（株）社製のものです。

【システム等に関するお問い合わせ】 （平日）9:00～18:00

電子調達コールセンター ☎0570-011-311

(4) 電子入札の対象について

「一般競争入札」を対象とします。

《令和4年度の実績》

(4月から) 一般競争入札で行う工事、建設コンサルタント等業務

《令和5年度の予定》

(4月から) 一般競争入札で行う工事、建設コンサルタント等業務

※今年度から発注基準の改正を行ったことに伴い、土木Cランク発注工事の一部が電子入札になります。また、工事全般の設計図書等資料については、「南島原市入札情報システム(PPI)」により配布(ダウンロードによる取得)いたします。(これまでと同様に、管財契約課窓口において、CD書き込みによる取得もできます。)

[入札情報システムについて] **利用時間(平日) 6:00~23:00**

建設工事の発注見通し、入札予定及び結果などについて、「入札情報システム」からご覧いただけます。設計図書及び工事費内訳書等は、こちらからダウンロードしてください。

ただし、図面数などが多く資料データが大容量の場合は、管財契約課での直接配布となりますので、その際は書き込み可能なCDを持参してください。

(注) USBメモリ等のフラッシュメモリは不可とします。

※入札情報システムにおいて、建設コンサルタント等業務の案件も掲載していきますので、案件の間違い等にご注意ください。

《南島原市ホームページ掲載場所》

市政 > 事業者向け > 入札・契約情報 > 入札情報 > 入札情報システム

入札情報システム

最終更新日: 2017年4月3日 | 総務部 管財契約課 TEL: 0957-73-6626 FAX: 0957-82-3086 E: kanzaikeiyaku@city.minamishimabara.lg.jp

平成29年度から建設工事にかかる以下の内容を入札情報システムを活用して、お知らせします。

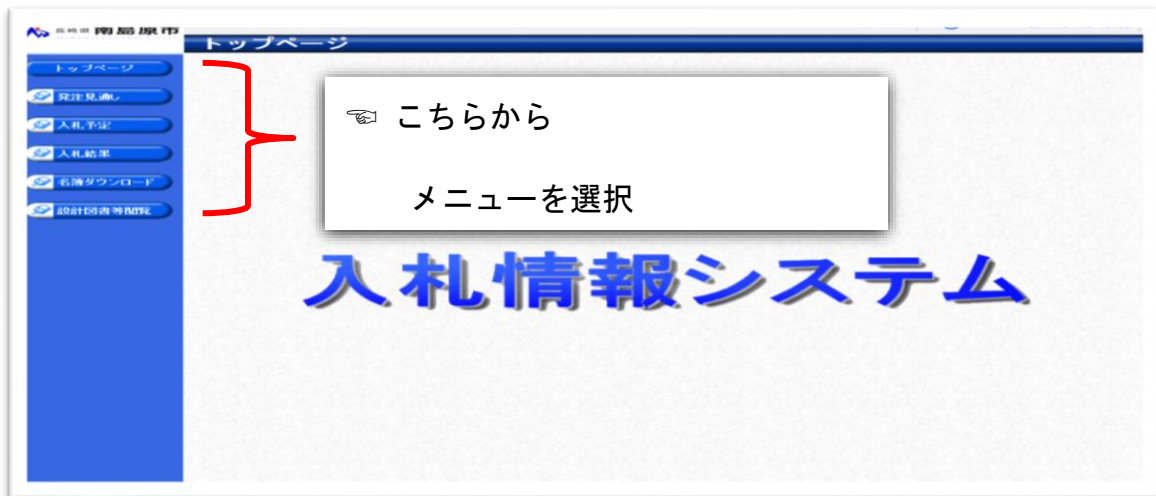
- ・発注見通し
- ・入札予定
- ・入札結果
- ・入札参加資格者名簿
- ・設計図書等閲覧

※次の「入札情報システム入口」をクリックしてください。

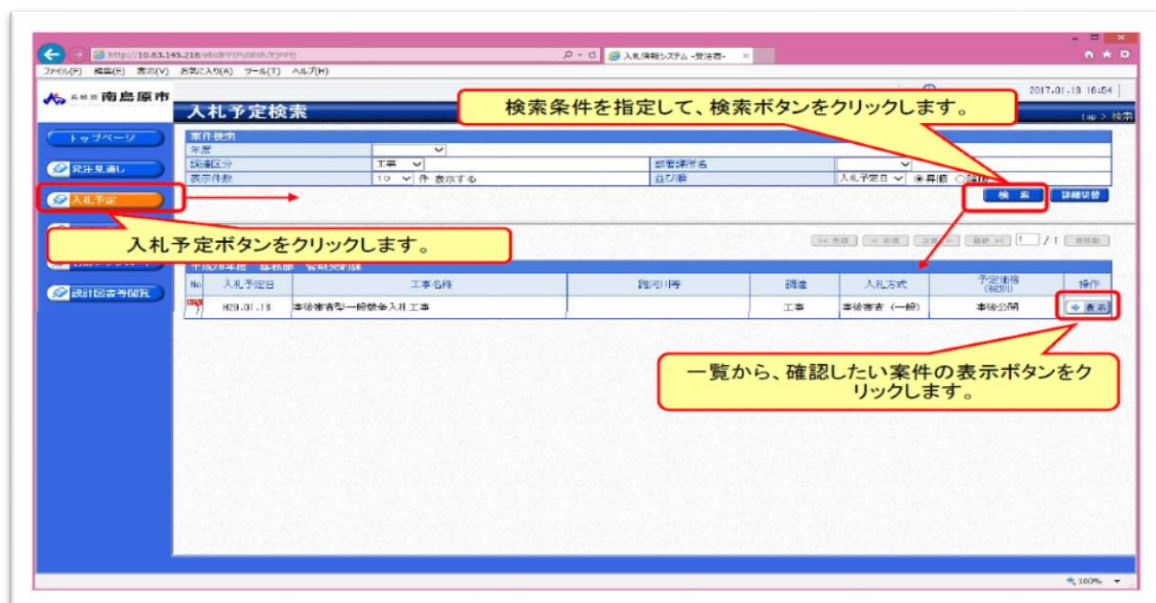
「入札情報システム入口」(外部リンク)

利用可能時間 午前6時から午後11時まで(土曜、日曜、祝祭日、12月29日~1月3日を除く)
(注意) 本市の入札情報システムは、Internet Explorer以外のブラウザには対応していませんので、ご注意ください。

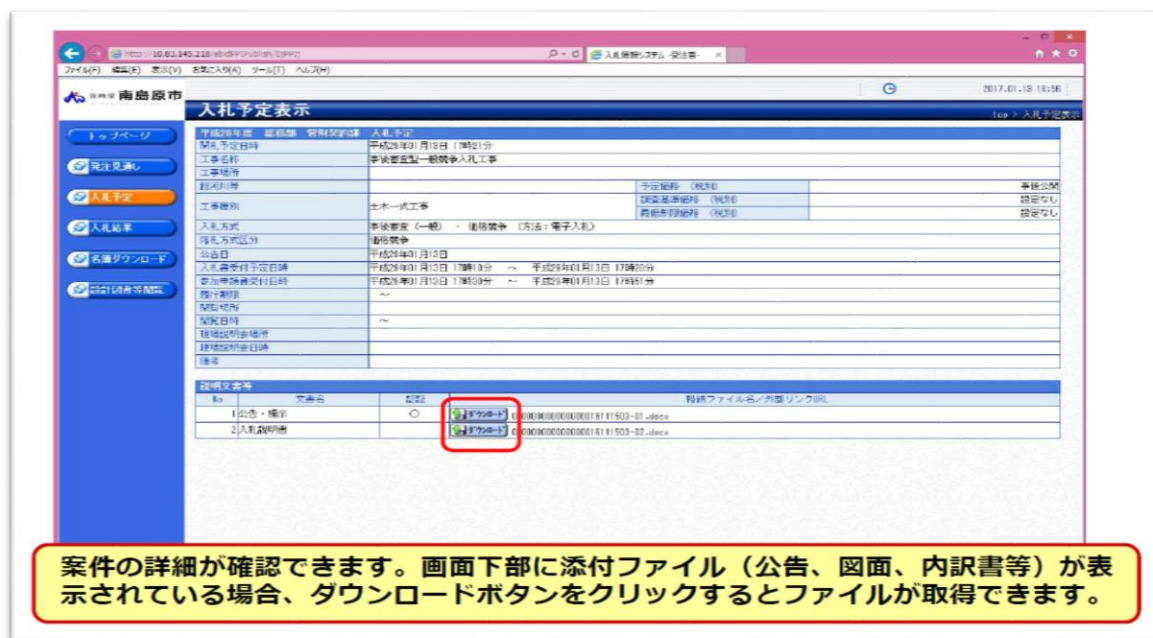
(1)



(2) 「入札予定」を選択



(3) 下記からダウンロード可能です



3. 入札の留意事項について

【電子入札の場合】

(1) 入札への参加について

一般競争入札

- ① 入札情報システムにおいて公告（公告日：火曜日又は金曜日）
- ② 公告及び設計図書等をダウンロードして内容を確認。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、入札書受付期間中に電子入札システムにより入札してください。
※通常の場合、入札期間は3日間を設定しています。

- (注1) 入札金額及びくじ番号を入力し、入札書提出内容確認画面で入力内容を十分に確認した上で入札してください。
- (注2) 入札書受付締切日時までに入札書が電子入札システムサーバーに記録されるよう、余裕をもって行ってください。
- (注3) 入札書が正常に送信されたことを「入札書受信確認通知」で確認してください。

(注4) 入札書提出(送信)後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

※電子入札案件において、やむを得ない場合には「紙による入札」を行うこともできます。その場合は、公告及び入札執行通知書に示す入札書受付締切日の前日の正午までに、「紙入札移行承認申請書」(ホームページに掲載しています。)を管財契約課へ持参のうえ提出してください。

(2) 入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、必ず書面により質問してください。(電話による質問には回答できません)

- ① 工事担当課へFAX又は持参(FAXの場合、提出先に着信を確認し、質問書原本を郵送又は持参により提出)
- ② 質問回答については、入札情報システムに追加掲載して回答します。各社への質問回答のお知らせ通知はありませんので、質問の回答期限後には、必ず入札情報システムにより確認してください。
(質問がなかった場合は何も追加掲載しません)
- ③ 再質問及び再質問の回答についても、①及び②の取扱いとなります。

※入札後、入札公告及び設計図書等についての不明を理由としての異議は申し立てることができませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

(3) 工事費内訳書について

- ① 入札書入力の際に添付して提出してください。この時、他の工事の内訳書を添付間違いしないようにご注意ください。無効となります。
- ② 添付する内訳書のファイル形式は、エクセルファイルかPDFファイルとしてください。また、送信できる容量が3メガバイト以内となっていますのでご注意ください。

(4) 予定価格、最低制限価格、開札状況について

予定価格及び最低制限価格の決定方法については、これまでと変更ありません。

- ① 開札後、「保留通知書」に予定価格等を記載し通知します。(不落除く)
- ② 疑義申立て期限終了後、(6)に記載の事後審査通知書の発行後に、開札状況とともに入札情報システムにより公開します。(不落を除く)

(5) 不落・不調の場合について

「取止め通知書」により通知します。

(6) 落札候補者等決定通知について

一般競争入札

- ① 落札候補者の決定については、疑義申立て期限後、電子入札システムにより通知します。
 - ・「事後審査通知書」 → 全応札者
 - ・「参加申請書提出依頼通知書」 → 落札候補者のみ
- ② 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を期限内に管財契約課窓口まで持参のうえ提出してください。システム上、添付して送信可能な機能がありますが、契約図書の受け渡し及び契約打合せの必要があるため、必ず持参のうえ提出してください。

また、落札候補者が期限内に申請書を提出しなかった等の理由により、落札候補者が次順位に移行した場合は、再度、事後審査通知書と参加資格申請書提出依頼通知書が発行されます。これは、落札者が決定するまで繰り返し行われます。
- ③ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、電子入札システムにより通知します。
 - ・「落札者決定通知書」 → 全応札者
- ④ 通知書発行後、入札情報システムにより開札結果を公表します。

(7) 電子入札開札時の立会いについて

入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、「電子入札開札立会申込書」を、入札書受付締切日時までに管財契約課に提出してください。

※開札立会い時には、予定価格のみの公表となります。

〔電子入札の際はご注意を！〕

1. 公告内容を最終確認（入札参加要件、質問回答、入札期間など）
2. 添付する工事費内訳書の確認（他の工事のものではないですか？）
※ファイルをダウンロードする際、工事名の一部をファイル名にするなどして、誤添付を防止してください。
3. 入札金額（入力金額）と工事費内訳書の合計金額は同じですか？
4. ICカードの更新期間中等は早めに「紙入札移行承認申請書」を提出

【紙入札の場合】（入札参加者が一堂に会しての従来の入札）

（1）入札への参加について

一般競争入札

- ① ホームページにおいて公告（公告日：火曜日又は金曜日）
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、「競争参加資格確認届出書」を提出（管財契約課窓口へ持参）。
- ④ 公告掲載の日時・場所に参集し、入札してください。

指名競争入札

- ① 入札執行通知書を郵送します。
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。
※これまでと同様、CDと入札執行通知書持参のうえ管財契約課で取得することもできます。
- ③ 入札執行通知書記載の日時・場所に参集して入札してください。

（2）入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、必ず書面により質問してください。（電話による質問には回答できません）

- ① 工事担当課へFAX又は持参（FAXの場合、提出先に着信を確認し、質問書原本を郵送又は持参により提出）
- ② 工事担当課から全入札参加者にFAXで回答
- ③ 回答FAXの受領確認のため、返信してください。
- ④ 再質問及び再質問の回答についても、①、②、③の取扱いとなります。

※入札後、入札公告及び契約図書等資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

（3）工事費内訳書について

- ① 入札書に添付することとし、入札用封筒に同封して提出してください。
- ② 原則として、記名は代表者としませんが、代理人入札の場合は代理人の記名でも可とします。

（4）辞退届について（指名競争入札の場合）

必ず、前日までに管財契約課に到着するように提出してください。
辞退理由は必ず記載してください。

(5) 予定価格・最低制限価格について

開札後、入札会場で予定価格、最低制限価格を公表します。
(不落・不調の場合を除く)

(6) 落札候補者等決定通知について

一般競争入札

- ① 入札会場において、第1～第3順位までの落札候補者を公表して落札を保留。
- ② 疑義申立て期限後に、落札候補者を決定し通知する。
- ③ 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を期限内に管財契約課窓口まで持参のうえ提出してください。
落札候補者が次順位に移行した場合は、対象者に通知します。
- ④ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、落札者決定通知書を全応札者に郵送します。

指名競争入札

- ① 入札会場において、落札候補者を決定し、落札を保留。
- ② 落札者の決定については、疑義申立てがない場合、疑義申立て期限日の翌日（土日、祝日等休日を除く）午前中までに疑義申立て提出による保留延長の連絡がなければ、落札決定となります。

【共通事項】

(1) 入札書及び工事費内訳書について

- ① 入札者の「商号又は名称（会社名等）」を記載してください。
- ② 入札説明書に示した様式を使用してください。
・ 自社独自の様式は使用しないでください。添付の必要もありません。
- ③ 入札金額と工事費内訳書の工事価格の欄は同じ額を記載してください。
・ 異なっている場合は、無効となりますのでご注意ください。
- ④ 工事費内訳書への押印の必要はありません。
・ 紙入札で実施する入札書については、押印が必要です。

(2) くじによる落札者等の決定について

落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者又は落札候補者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、電子入札においては、電子くじにより落札候補者を決定します。

(3) 契約の締結について

落札者は、落札通知を受けた日を含め7日以内に契約書及び必要書類を管財契約課へ提出してください。期限を過ぎての契約書の提出は、原則受け付けられませんので、十分注意してください。

また、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額の100分の5に相当する額を損害金として市に納付しなければなりません。

(4) 類似工事適用に係る工事の落札決定について

一般競争入札（事後審査型）においての注意点として、一度、落札候補者として決定され、競争参加資格審査申請書を提出した後に、開札順位の早い類似工事の状況によって、落札候補者の変更の可能性があります。その場合、既に提出されている申請書の審査は行いません。

また、開札順位の早い工事から落札決定の保留を解除しますので、開札順位が早い工事で疑義申立てが提出された場合、同じ類似工事の他の工事でも保留が継続する場合があります。

(例えば)

類似工事適用

① ●●道路改良工事

1. A建設(株)
2. B建設(株)
3. C建設(株)

② ■■道路改良工事

1. A建設(株)
2. B建設(株)
3. C建設(株)

この場合、A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で落札候補者となるため、②の工事では不適合となり次順位のB建設(株)が落札候補者となります。しかし、①の工事が設計違算等により入札が無効となった場合、②の工事での落札候補者は、A建設(株)となります。

また、①の工事でA建設(株)が競争参加資格審査申請書を提出しなかった場合、①の工事の落札候補者が次順位のB建設(株)となり、既にB建設(株)が②の工事の競争参加資格審査申請書を提出していても、審査は行いません。さらに、②の工事の落札候補者も次順位のC建設(株)に変更となります。

A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で、一度、落札候補者となっているため、②の工事においては、落札者とはなり得ません。

※「工事分類表」により、類似工事を適用する場合があります。

(工事分類表)

工 類	工 種
土木系 (10工種)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、水道施設工事、解体
建築系 (19工種)	建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

4. 工事検査について

(1) 余裕期間制度の試行について【試行対象工事：自転車道線整備工事のみ】

工事の発注にあたり実工期前に建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進することを目的とした余裕期間制度を活用した工事を今年度から試行します。契約時の手続き等の詳細については実施する際にお知らせしますが、予定している概要については以下のとおりです。

【余裕期間制度の概要】

- ①タイプ：任意着手方式のみ
- ②余裕期間：工期の30%以内かつ60日以内（現場代理人、技術者の配置不要）
- ③対象工事：対象工事は、公告、特記仕様書に明記した工事とし、指定された時期までに完成が求められるなど工程に制限を要する場合や余裕工期を設定することにより繰越が想定されるなど予算上支障がある工事は対象外とします。

●余裕期間の変更ができます。

- ・受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・工事着手期限までは、当初契約前でも、契約後でも余裕期間の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書（別記様式）を提出してください。

●注意事項

- ・余裕期間が変更されても実工期は変更されません。



(2) 週休2日工事の試行について【試行対象工事：自転車道線整備工事のみ】

建設業界の担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、週休二日工事を試行します。対象金額は1,500万円以上の工事を対象とし、余裕期間制度同様、指定された時期までに完成が求められるなど工程に制限を要する場合や繰越が想定されるなど予算上支障がある工事は対象外とします。なお、余裕工期制度、週休二日工事ともに試行対象工事については特記仕様書等に明示していますので入札時にご確認ください。

(3) 「施工プロセス」チェックの対象金額の改定について

発注基準の見直しにより「施工プロセス」チェックの対象工事を1,000万円から1,500万円に引き上げます。なお、対象金額の取り扱いは令和5年4月1日以降に契約締結する工事から適用します。ただし、工事成績評定の対象金額500万円については変更ありません。

(4) 工事書類の簡素化について

長崎県建設工事共通仕様書で500万円以上の工事になると施工計画書などの提出に加え、工事成績評定対象工事となると施工管理、安全管理などの施工状況の記録など受注者にとって工事に関する多くの書類作成が大きな負担となっている状況です。

このため、工事書類作成に係る受注者の負担軽減や、発注者の監督・検査の合理化を図るため、工事検査時に簡素化してほしい書類の聞取りや他の自治体の書類の簡素化事例を参考にして、さらなる書類の簡素化を推進していきたいと考えています。

また併せて、工事に係る提出または提示資料を一覧表にした①「工事提出書類一覧表および各種の様式」についてもホームページに掲載していますのでお知らせします。

(5) 工事成績評定結果及び工事検査の注意事項の公表について

工事成績評定を活用した入札制度の整備に向けて透明性および公平性の向上のため、②「工事成績評定結果」をホームページで公表しています。また、公共工事の更なる良好な品質を図るため、工事検査時に指摘した主な内容を集約した③「工事検査における注意事項等について」も公表していますので今後の業務の参考にしてください。

【掲載箇所】



5. その他

(1) 入札参加資格審査申請要領の注意点について

① 社会保険等の加入について

経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、「無」に該当しない者であること。（「適用除外（※）」は除く。）

下請負人に対する社会保険等未加入対策について

・公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約相手方とすることが重要であるため、下請負人等も含めた取り組みを推進します。

② 年度途中の格付けの変更について

申請時に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により3月31日に行ない、年度途中の格付けの変更はいたしません。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事A等級については、技術者の欄の要件を満たさなくなった場合は、B等級に降格します。また、B等級（降格した者を含む）については、年度途中の昇格はしません。

③ 年度途中の入札参加資格審査申請内容の変更について

- ・本申請書類等の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出してください。
- ・年度途中の業種（工種）の追加はできません。

④ 経営事項審査について

- ・新しい経営事項審査の通知を受けた時は、必ず写しを提出して下さい。
- ・新たな経営事項審査で、希望登録済みの工種の審査を受けなかった場合は、希望工種の取り下げの変更届を行って下さい。

(2) 入札会場での注意点について

- ・委任状や入札書等に記入・押印漏れがないか再度確認してください。
- ・入札執行中は常に静粛にし、私語は慎んでください。
- ・携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてください。

(3) 契約書について

- ・ 契約書様式は、必ずホームページからダウンロードして最新のものを使用してください。（現在の様式は令和5年4月1日以降の契約に使用するもの）

※令和3年度から下請負人に対する社会保険等未加入対策について
建設工事請負契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を一次下請負人とすることを禁止すると改正しております。

- ・ 「工事名」や「工事場所」について誤記載がないよう、ご注意ください。
- ・ 印紙は契約額の総額ではなく、消費税を除いた金額に相応する額です。

(4) 現場代理人等の配置について

現場代理人については、施工上必要とされる労務管理、安全管理などを行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。一定の条件を満たす場合には兼務可能としています。

主任または監理技術者については、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額4,000万円以上、建築一式工事については8,000万円以上）の場合、原則専任でなければなりません。一定の条件に該当する場合は兼務可能としておりますので、「技術者等の兼務表」により判断し、適切に配置してください。

ただし、兼務表については、元請け・下請けに関わらず該当しますので、建設業法に違反することがないように、注意して配置してください。

技術者等の兼務表

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について

○兼務可 △兼務可条件付き ×兼務不可

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	
同一工事	現場代理人		○	△注3		○	×	
	主任・監理技術者	○		△注4	○		×	
	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	△注3	△注4		×	×		
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	△注5	△注6	△注3	×	△注7	△注3
		主任・監理技術者	△注6	○	△注4	×	△注7	△注4
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	×	×	×	×	×	×
		主任・監理技術者	△注7	△注7	×	×	△注7	×

注1: 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事

注2: 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事

注3: 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること、かつ請負契約1千万円未満の場合で他に配置する者がいない場合には兼務可能。

注4: 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること。

注5: 5百万円未満の工事のみの場合は兼務可能、10km程度以内で請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件(災害復旧工事を含む場合は3件)まで兼務可能。※申請必要

注6: 請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。

注7: 密接な関係があり10km程度以内の下請け金額が4,500万円未満(建築の場合7,000万円未満)の工事は、原則2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。※申請必要

◎ その他

- 1. 密接な関係のある工事(施工にあたり相互に調整を要する工事)
 - 例1 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
 - 例2 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- 2. 工作物に一体性があり一方が随意契約の場合は合わせて1件と考えて兼務可能。
- 3. 要件を満たしている場合でも、工事の内容、請負者の施工状況により兼務を承諾しない場合や取り消す場合がある。
- 4. 下請工事、民間工事との兼務についても同様に取り扱うこと